

玉城町告示第118号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月27日

玉城町長 辻村修一

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
蚊野
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年12月26日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
経営体数
法人 0 経営体
個人 2 経営体
集落営農（任意組織） 0 組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はあるが十分ではない
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方
 - ・行政、JAからの情報や指導を仰ぎながら農政面の推移を注視し、圃場、用水路等農業インフラ条件を考慮したうえで、生産者の農作業効率化、所得向上を目指す。また、当区内の農地の出し手と受け手の双方が理解の上、作物品目、農作業、水管理スムーズに行えることを目指したい。